

ネットとうほく 2020 (検) 第 8 号-3
2021 年 (令和 3 年) 5 月 24 日

〒980-0813
山形市桜町 2 丁目 8-20
株式会社中央塗装工業 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目 2-40
ブライトシティ柏木 702 号室
内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡和弘
電話 022-727-9123
FAX 022-739-7477
URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



終 了 通 知 書

消費者市民ネットとうほく (以下、当団体という) は、本年 10 月 1 日付け書面により、貴社に対して、貴社の訪問販売における勧誘方法や訪問販売で使用されている契約書面の記載内容、貴社が定める違約金の基準等に関して、本年 2 月 1 日付け申入書において「貴社が訪問販売を行うにあたっては、①特定商取引法第 4 条、同第 5 条所定の事項を記載した書面を使用すること、②貴社が契約書で使用している「契約後の解約の場合には、契約金の 30% を違約金として申し受けます」との約定を廃止し、消費者契約法第 9 条第 1 号に適合する内容の条項に改定すること」を申入れいたしました。

これに対し、貴社より、同月 2 日付けで回答書をお送りいただくとともに、同月 23 日付けの通知書面で改定予定の契約書案の原稿をお送りいただきました。当団体からの要請に対し真摯にご対応をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

いただいた回答書等により、貴社が、契約書面に上記①の条項を盛り込むとともに、上記②の条項を廃止したことを確認いたしました。また、契約後の解除に伴う措置については、契約金の 30% の違約金を徴求するとの文言を削除し、一般社団法人住宅リフォーム推進協議会がそのホームページで公表している「住宅リフォーム標準契約書」の書式を参考に改定したことも確認いたしました。

以上のような回答により、当団体の申入れの趣旨に沿った対応がなされていることが確認できましたが、違約金文言の削除については、貴社の本年4月2日付け回答書によると「伝票在庫がなくなり次第、記述を削除した書式を用います」とのことであり、これまで使用してきた契約書面の在庫がなくなるまでは、違約金に関する記述に×を付けたものを使用する方針が示されております。しかし、×を付けた箇所の契約上の効力が問題となる余地もあり、契約書面として相当とはいえませんので、上記のような使用をしないよう要請いたします。

本事案に関するやり取りはこれもちまして終了とさせていただきます。引き続き、消費者保護法令に則った業務を行っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、これまでにやり取りさせていただいた文書等につきましては、すでに送付済みの「消費者市民ネットとうほくの『申入れ』等における活動方針と公表ルールについて」の基準にしたがって公表させていただきますことを申し添えます。

以上